

年月		需 要 区 分 及 び 料 金										摘 要	
平成 16 ・ 17 ・ 10 ・ 14 都 条 適 例 用	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金									1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場用の1か月当たり5 m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10 m ³ までの従量料金は100分の105(平成26年6月分からは100分の108、令和元年12月分からは100分の110を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したときは、日割り計算により算定した額とする。	
			1～5 m ³	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～1,000	1,001 m ³ 以上		
	13 mm	860 円	0円	1 m ³ につき 22円	1 m ³ につき 128円	1 m ³ につき 163円	1 m ³ につき 202円	1 m ³ につき 213円	1 m ³ につき 298円	1 m ³ につき 372円	1 m ³ につき 404円		
	20 mm	1,170 円											
	25 mm	1,460 円											
	30 mm	3,435 円							1 m ³ につき 213円	1 m ³ につき 298円	1 m ³ につき 372円		1 m ³ につき 404円
	40 mm	6,865 円											
	50 mm	20,720 円											
	75 mm	45,623 円							1 m ³ につき 372円		1 m ³ につき 404円		
	100 mm	94,568 円											
150 mm	159,094 円												
200 mm	349,434 円								1 m ³ につき 404円				
250 mm	480,135 円												
300 mm以上	816,145 円												
	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,865円	0円	1 m ³ につき 22円						1 m ³ につき 109円			

5 下水道料金徴収受託業務（区部）

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
下 水 道 料 金	154,061,671,625 円	147,295,615,720 円	6,766,055,905 円	95.61 %
そ の 他 雑 収	4,055,505	3,906,029	149,476	96.31
合 計	154,065,727,130	147,299,521,749	6,766,205,381	95.61